

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状と必要性】

本市の中心市街地内には、J R守山駅をはじめ、その駅前広場を発着場とする市域全域のバス路線網が整備されています。このため、J R守山駅は本市の玄関口としての役割と共に、周辺地域から公共交通機関を利用してアクセスしやすい場所となっています。

路線バスの利用者数は、平成18年頃まで年々減少傾向にありましたが、その後は横ばいとなっています。

また、アンケート調査の結果を見ると、公共交通の充実の声が多い状況となっています。

このような状況のなか、本市の公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性は以下の点にあります。

- ① 誰もが利用しやすい中心市街地として、市域全域から中心市街地へ来訪する機会を増やすために、公共交通機関の利便性の向上を図る取り組みが必要です。
- ② バス利用者のニーズ、高齢社会への対応を踏まえ、まちづくりと一体化した公共交通の維持、活性化が必要です。
- ③ 市内バス路線の充実、終バス延長、運賃割引や均一料金の導入についての検討等、市民生活の利便性の向上に向けた取り組みが必要です。
- ⑤ 人と自然が共生するまちづくりを目指す本市にとって、街なかでゲンジボタルが乱舞する光景をより多くの方に楽しんでいただくために、自動車交通の市内への乗り入れ規制とバスによる輸送の確保等が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 公共交通の充実による中心市街地への移動利便性の向上</p> <p>◎事業内容 公共交通をどのように充実させるべきかについて検討する</p> <p>■実施時期 H21 年度～</p>	交通事業者、守山市	<p>【位置付け】 既存バス路線の充実を基本に、終バスの本格運行や運賃割引及び均一料金の導入について検討する。合わせて、コミュニティサイクルの導入等について検討し、地域交通の充実を図ることによって、回遊しやすい環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山駅前西口広場渋滞解消・情報発信機能強化</p> <p>◎事業内容 渋滞緩和等に向けた情報発信機能の強化</p> <p>■実施時期 H26 年度～</p>	守山市、近江鉄道(株)	<p>【位置付け】 今後予定されている近江鉄道ビル建て替え事業等と連携するなか、西口広場ロータリーの渋滞緩和や情報発信等について検討し、渋滞の緩和及び情報発信機能の強化を図ることによって、訪れたいくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 情報発信機能の強化のために必要な事業である。</p>		